

福島県史料情報

第68号 令和6年(2024)2月



(年未詳) 正月2日付寺西封元書状 (白石禎彦家文書 (その1) 7)

江戸幕府代官寺西封元の年賀状

江戸時代後期の幕府代官であった寺西封元は、主導した施策が領民に受け入れられ、仁政碑・頌徳碑・生祠等が生存中から各地で建立され、歴代の代官の中でも名代官の一人に数えられている。

封元は浅野家旧臣であった寺西弘篤の子として寛延二年(一七四九)に安芸国豊田郡三原(広島県三原市)で生まれ、幼名を畔松、通称を重次郎と称した。安永元年(一七七二)幕府の徒士に取り立てられ、寛政四年(一七九二)二月に御徒組頭となり、松平定信政権下の同年六月には陸奥国塙代官・小名浜代官に抜擢されたのである。封元は、心学の影響を受けた「寺西八カ条」と『子孫繁昌手引草』を印刷して領内に配布し、子供の間引きや墮胎の防止に努め、小児養育金制度を創設した。これは天明の飢饉で荒廃した農村復興策の一環であった。文化十一年(一八一四)四月には桑折代官に転じ、その後は川俣代官領の多くをも管轄したのである。

この文書は、封元が正月二日付で幕府代官の小野田信利宛に出した典型的な年始の挨拶状である。信利は、通称を吉次郎・三郎右衛門と称し、名代官として知られた人物で、文政十年(一八二七)十二月二十三日に老齢により代官を免じられている。文書の書き止め文言は「恐惶謹言」で、宛所の位置も比較的高く、敬称は様書きで、書札礼は概ね厚礼である。文書の筆跡から封元の自筆書状とみられる。

封元は、文政十年二月十八日に桑折陣屋で没している。享年七十九。墓所は無能寺(福島県桑折町)で、五輪塔や墓碑が建っている。また、寺西家菩提所の南泉寺(東京都荒川区)には文政十二年十一月に子息で桑折代官の元栄が建立した墓碑がある。

この文書は年号の記載がないが、寛政六年から文政十年の間のものである。

(渡邊 智裕)

約三年に及び諸国巡覽と『手本速覽記』

田村郡小塩村(現小野町)の草野家は、『手本速覽記』(大塚一二氏寄贈文書六)と題する、上中下巻の三冊の巡覽記を所蔵していた。序文によれば、小塩村から諸国巡覽に旅立った草野喜平太が、旅先の様子を描写し、廻国行脚を志す後人の手引草となるのを望み、本書を残した。本文には多数の挿絵も掲載されており、筆者の懸命さが伝わる独特な筆致である。乱筆である点を踏まえると、思いのまま筆を執った草稿とみるのが妥当であろう。

旅は文政四年(一八二二)八月十三日に始まり、上巻は下野・武蔵・甲斐・尾張・伊勢・大和・近江・摂津・



〔手本速覽記下巻〕(大塚一二氏寄贈文書6)より能登總持寺祖院・加賀白山遠望

讃岐・備後・長門・豊前などを巡る翌年二月まで、中巻は筑前・肥前・薩摩・日向・豊前・長門などを巡る翌々年二月まで、下巻は石見・因幡・若狭・能登・越後・出羽・陸奥などを巡る翌々々年七月まで記述されており、約三年に及び旅である。記述内容は、町村間の距離や、船賃・番所・道標・名物などの情報に加え、各地の方言や、地元民とのやり取り、聞き取った伝承などである。また、喜平太の記述と言動から、巡拝者を自称する信心深い人物と読み取れる一方、頻繁に湯治しており、温泉を好んだ一面も垣間見られる。本文の一例に現石川県域の記述を示したい。六月三日に加賀へ入った喜平太は、金沢城を眺めて絵に残し、能登街道の高松宿(現かほく市)を経て能登に入り、六月二十一日に福浦村(現志賀町)を通り奥能登の總持寺祖院に参拝。南進し、港町七尾(現七尾市)に至り、約六千軒の町並みで大船が多いと記述。二宮現中能登町)から越中に入った。越中でも越中舟橋・立山・愛本刎橋といった名所を訪れ、その姿を描いた。喜平太の旅立ちから約七十年後、夏井村大字塩庭(現小野町)の草野喜平が本書を眺め、書き込みを残している。本書が、遠く離れた地に思いを馳せる装置として機能したのであろう。(小野孝太郎)

佐久間純重・藤井正竈らにみる家相の師弟関係

近世中後期、家相への関心の高まりとともに、家相を学ぶ者も増えていく。家相は、陰陽五行説に基づき、屋敷地の形や建物の配置、間取りから吉凶を占うもので、家相判断を行う際には、家相に精通した人物への入門などを通して、知識を習得する必要があった。家相伝授の実態は、本誌第五十六号により、近世後期の南奥羽では伊達郡森山村(現国見町)の佐久間純重が師となる例を示した。本稿では、白川郡戸塚村(現矢祭町)藤井家の史料から、家相の師弟関係をより明確にした。藤井家には、家相に関連する史料が多数残されているが、史料内の記述などを整理すると、以下のことが明らかとなる。藤井正智の四男正長は、家相に関心をもち、前述の



天保10年(1839)初夏〔家相図〕(藤井二郎家文書(その2)20)

佐久間純重に弟子入りし、天保六年(一八三五)四月に『家相四神中央之巻』といった秘伝書・巻物・口伝を伝授された。純重から家相を学んだ正長は、練習・実践のため家相図も多数描き残したが、伝授も束の間、四ヶ月後に正長は亡くなる。純重からの口伝はこの時点で亡失するも、正長の弟である正竈は、兄の秘伝書・巻物を写し取って大切に保管したという。その後、天保十年以前、正竈は兄と同じく家相を学ぶため、純重に弟子入りしている。このことを示すように、同年四月に純重から『東巽南坤西 玄機祿大略麒麟巻 乾』が伝授されている。また、同年初夏に松泉館が作成した家相図(上図、藤井二郎家文書(その二)二〇)も残されている。松泉館も純重を指す名である。上図は彩色が施されており、家相の判断材料として、屋敷主の干支を「乙亥」と記している。乙亥が正竈の干支であることから、描かれているのは当時の正竈の屋敷であろう。この家相図は、純重・正竈の師弟関係の証かつ家相の手本も兼ねて正竈へ与えられたとみられる。以降、正竈は純重からさまざまな秘伝書を伝授され、書写に励んでおり、中には純重が京の家相家松浦泉隣から伝授されたという秘伝書なども含まれている。(小野孝太郎)

信夫山公園の誕生

明治六年(一八七三)一月十五日、明治政府は、国の所有・所管に属する由緒ある景勝地などを「公園」とすると定め、各府県に候補地の選定を命じた。いわゆる近代公園制度の始まりである。

これを受けて全国で調査が行なわれ、三県合併前の福島県(主に中通り地方を管轄)からも「当県ニテハ信夫山ニ若クモノナシ」「然ラハ此ノ地ヲ永ク公園ニ被定可然」とする申上書が同年四月二十四日に提出されている(「借楽地之儀ニ付申上書」明治・大正期の福島県庁文書二九七所収)。

信夫山(標高二七五メートル)は現在の福島市に位置し、熊野山・羽黒山・羽山の三峰で構成されることから「信夫三山」と呼ばれることもある。各峰の名称からも窺われるように、古来より山岳信仰の対象ともされてきた。

申上書では、「此ノ山ハ福島県庁ヲ距ル十八町、特立ノ孤山ニシテ他山ノ脈絡相接セズ」と紹介し、眺望の美しさなどについて次のように讃えている。

下瞰スレハ福島市街ノ繁華ナル
恰モ蜃楼仙閣ノ如ク、行旅往来
ノ絡繹スル寸馬豆人ニ似タリ。

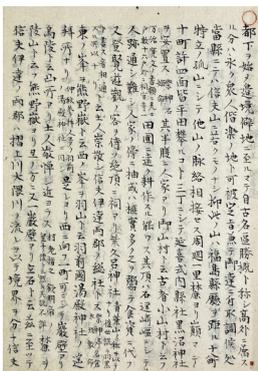
古人詩ニ賦シ歌ニ詠シテ、孤山等ノ称アリ。秋ノ寢覚集ニ時鳥・鹿・楓・鶯・桜ノ名所トアリ。「中略」夫名勝ノ若キハ則ち枚挙スヘカラサルナリ。

福島県からの提案は、同年五月十四日に「書面申立之通可取計」と認められ、公園とする範囲を検討するよう指示が下された。

そして、明治七年九月十二日、一年以上にわたる調査を経て、信夫山のうち五ヶ所(合計五万一二〇二坪)を対象とした「岩代国信夫郡信夫山ノ内公園実測絵図面差出候儀ニ付上申書」(庄司家寄託文書Ⅱ二一九〇所収)が提出される。

ただ、この時に提出された全体図では細かい部分が分からなかったようで、翌十月二十日(『福島市史』の「七月二十日」は誤植)に「箇所毎ニ壹枚ツ、ノ図」の追加作成を命じられている。

ともあれ、こうして信夫山公園は誕生し、今年、開園一五〇周年を迎える。(山田 英明)



借楽地之儀ニ付申上書
(明治・大正期の福島県庁文書 297)

日露戦争従軍通訳の記録

本年(二〇二四)は、明治三十七年(一九〇四)の日露戦争開戦から一二〇年に当たる。当館に収蔵される日露戦争関連史料に注目すると、「従軍日記一万文字」(堀江正樹家文書九一三)と題される記録が存在する。伊達郡梁川町(現伊達市)に生まれ、日露戦争で従軍通訳を勤めた堀江覚治という人物が、戦時中に経験した事柄について一から百まで見出しを振って記述したものである。

当史料は、明治三十七年七月五日の東京新橋出発から、日本海海戦勝利の報が堀江のもとへ届いた翌年六月頃までの約一年間を対象としている。内容として、戦闘の概況や所感、駐留地となった満洲の風土、地域住民との交流などが綴られている。とりわけ戦闘直後の様子に関して、彼が遼陽会戦や奉天会戦などの激戦に参加した第四軍の司令部付だったこともあつてか、描写が非常に生々しい点特徴的といえる。

ただし、表題に「日記」とあるが、序文内で「閣下」の上覧を企図し日記原本から抜書したものと記されている点に注意を要する。つまり当史料はいわゆる日記(一次史料)ではなく、編纂物(二次史料)と捉える方が妥当だということである。

さて通訳ならではの記載を挙げるならば、見出し番号九十一「家主の偶語」は好例である。これは日口双方の兵士に家を貸した清国人家主と堀江との対話を記録したものである。乱暴だが金離れのよい「大鼻」(ロシア兵の蔑称)と、温厚だが金を出し渋り、かつ長期間居候する「日本」とでは前者がよいと家主は呟き、これを聞いた堀江が「これが真情か」と感想を述べている。清国語が堪能な当人だったからこそ汲み取ることができた、戦地清国の一住民のあるがままの心境といえよう。

なお、当史料にはこのような地域住民との交流の記録が他にも含まれるが、その全てにおいて清国語が使用されている。これを踏まえると、堀江は清国語通訳であつた可能性が高い。彼が通訳を勤めたこと自体については『福島県史』第二十二巻(各論編八 人物)などで既に紹介されているものの、かかる点に言及した文献は管見の限りないため本稿で指摘したい。(片村 峰雪)



従軍日記一万文字 (堀江正樹家文書 (その1) 913)

新徴組の復祿運動

幕末維新の剣客集団といえれば新徴組が有名だが、同様の集団に新徴組がある。両者は將軍家茂の上洛時に募集された浪士組を淵源とし、京都に残った者たちが新選組、江戸に戻った者たちが新徴組を結成する。

新徴組は庄内藩のお預かりとされ、主に江戸市中の警備を担当した。戊辰戦争では、発端となった江戸薩摩藩邸焼討事件に関わり、庄内藩士と行動を共にして新政府軍に抵抗する。その後は、庄内地方や北海道で開拓に従事した。

そして、明治四十一年(一九〇八)、福島県選出の衆議院議員である朝倉鉄蔵のもとに、元新徴組同志会から一通の封書が送られてきた。

中身は「聖旨を奉体して行動したるものなるにも拘らず、嚮に司政者の誤解の為め政府の錯誤処分を蒙り没祿の難に罹り、爾来顧られざる」ことについて「貴衆両院に愁訴嘆願」するといふ嘆願書(朝倉一郎家文書二九八)である。

嘆願書には「復祿ニ関スル請願書」(同二九九)が添えられており、それによりながら彼らの主張を辿ってみよう。

幕末以来、庄内藩の指揮下にあった新徴組であるが、彼らの意識のな

かでは自分たちは「天皇直隸ノ士」であり、孝明天皇の歡慮により幕府から二万七千石余を家祿として与えられていたという。

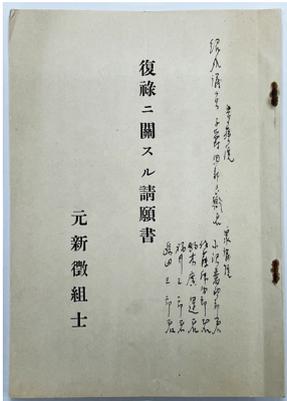
しかし、禄高の管理は庄内藩に委ねられていたため、戊辰戦争後に藩領とともに没収され、庄内藩の処分決定後(減封の上で会津への転封)も戻ってはこなかった。

元新徴組同志会はこれを不満とし、次のように訴える。

新徴組士ノ領封ハ畏レ多クモ孝明天皇陛下御在位ノ当時歡慮ニ抛リ領有シタルモノナレバ万世不易タリ。況ンヤ他人ノ罪科ノ為メニ侵カサル、理ナキニ於テオヤ。

故に、当時の政府の判断は誤りであるとして、その復活を望んだ。要路への請願は十二回に及んだが、まったく取り合ってもらえないので、議会からも復祿を政府に建議してほしいと述べられている。

新徴組にとつての幕末維新は、まだ続いていた。(山田 英明)



復祿ニ関スル請願書(朝倉一郎家文書 299)

歴史資料館の一年

今年度は新型コロナウイルス感染症が五類感染症へ移行され、感染症拡大防止に配慮しながら諸事業の実施や資料の閲覧を提供しました。

「報道の時代―近世の風説から近代の新聞へ―」は、四月十五日から七月九日までの会期で、令和五年に没後百年を迎えた河野広中が福島県の新開郷に深く関わったことから、河野の人生と新聞の歴史をたどり、福島県内の事件や出来事を紹介しました。「空を眺めて―江戸・明治時代の天文・大気現象など―」は、七月二十九日から十一月二十六日の会期で、江戸・明治時代の人々が見聞

きたか」を開催しました。「新公開史料展」は、十二月十六日から三月二十四日まで開催中で、『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第五十四集に収録した東白川郡ゆかりの「菊池明夫家文書(その二)」「白石禎彦家文書(その一)」「秦太一郎家文書(その二)」「藤井二郎家文書(その

二)」を紹介しています。移動展では、十月六日から十一月一日まで「ふくしまの暦と元号―会津暦と私年号を中心に―」を福島県立図書館で開催し、十月二十二日には、福島を生きたる講座「公年号と私年号―ふくしまの庶民間で生まれた「私年号」とは―」を実施しました。

七月一日の地域史研究講習会では、只見線全線再開一周年を記念し、関係自治体の学芸員や当館職員など五名が奥会津地域の歴史と文化について研究報告し、それに基づいたシンポジウムを行いました。古文書講座は、九月九日・十月一日・十一月四日・十二月三日の四回実施し、伊達市梁川町の「中村佐平治家文書」にある江戸時代の噂話や風聞などを記した古文書をテキストとして使用しました。

資料閲覧については、少し緩和して事前予約優先制で対応しました。

福島県史料情報

第68号 令和6年2月25日

編集・発行

公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館

〒960-8116 福島市春日町5-54

TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195

URL <https://www.fcp.or.jp/history/>

E-mail history@fcp.or.jp